

所得税

豊橋税務署 ☎0532-526201

確定申告の相談・申告会場

■豊橋税務署(豊橋市大国町111)
とき 2月18日(月)～3月15日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く

※なるべく午後4時までにお越しください。

※2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けますが、混雑が予想されます。



■市県民税の申告会場(P6)

市内の各会場でも所得税の申告や相談は可能ですが、次のとおり対応が限られてしまうため、所得税の申告・相談については、原則、豊橋税務署でお願いします。

○市県民税の申告会場で相談できる申告

給与所得(年末調整していない場合など)、公的年金の雑所得、医療費控除、寄附金控除などの申告
○市県民税の申告会場で相談できない申告

・事業所得(営業、農業)、不動産

所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離

選択の配当所得の申告

・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてする方

・贈与税、消費税の申告



■税理士による無料税務相談所

とき 2月18日(月)～3月5日(火)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

※受付は午後3時30分まで

※土・日曜日を除く

ところ 市民体育センター

○税理士による無料税務相談所で相談できる申告

①平成23年分の所得金額が300万円以下の方

②平成24年分の消費税の基準期間

(平成22年分)の課税売上高が3千万円以下の方で、かつ①に該当する方

該当する方

③給与所得者および年金受給者
※事業所得・不動産所得の申告相談も可能ですが、決算書または収支内訳書を作成してからお越しください。

○税理士による無料税務相談所で相談できない申告

・譲渡・山林所得、申告分離選択の配当所得の申告

・贈与税の申告

■事前説明会

○年金受給者

とき 2月4日(月)～14日(木)

※土・日曜日、祝日を除く。

対象 年金受給者のうち、還付申告をする方

○住宅を取得した方

とき 2月5日(火)～14日(木)

※土・日曜日、祝日を除く。

対象 給与所得者で金融機関などから借り入れをして新築または中古住宅を取得した方

は中古住宅を取得した方

【事前説明会の共通事項】

ところ 豊橋税務署

相談時間 午前9時30分～正午、

午後1時～5時

※なるべく午後4時までにお越しください。

その他 当日はパソコンを利用し

た申告書の作成などを行います。必要な書類については豊橋税務署へお問い合わせください。

申告の必要な方

■給与所得のある方

・給与の収入金額が2千万円を超える方

・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方など

■公的年金などの受給者

公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除額を差し引くと残額がある方

※公的年金の収入が40万円以下であり、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要はありません。なお、この場合も還付申告をすることはできます。

※確定申告書の提出の必要がない場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。